

4月1日以降に転入した方は移住支援金の対象となる可能性があります

平成31年4月1日以降に横瀬町に転入した方で、①、②に該当する方は移住支援金（世帯100万円、単身60万円）の対象となる可能性があります。

※令和元年度の申請期限は1月31日（金）までとなります。

今年度中に支援金の交付を受けたい方はご注意ください。

次のいずれかに該当する方

（ア）横瀬町に移住する直前に連続して5年以上東京23区に在住していた方。

（イ）横瀬町に移住直前に連続して5年以上東京都・千葉県・神奈川県（条件不利地域を除く）に在住し、かつ、連続して5年以上東京23区への通勤をしていた方。

② ①に該当し、かつ次のいずれかに該当する方

（ア）埼玉県を含む各都道府県が運用する「移住就業マッチングサイト」に掲載された求人により就職した方。

※埼玉県移住就業マッチングサイト <https://jp.stanby.com/feature/saitama>

（イ）埼玉県企業支援金補助事業の交付決定を受けており、交付決定から1年以内の方。

詳細な条件は下記サイトをご覧ください。まち経営課へお問い合わせください。

住むなら埼玉HP

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/sumunarasaitama/ijusienkinseido.html>

横瀬町役場まち経営課 電話：25-0112